

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高浜市長

## 公表日

平成28年4月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>個人住民税は地方税法に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。</p> <p>個人住民税には市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。個人市町村民税および個人道府県民税のそれぞれにおいて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定される。これらは、税制改正によって必要に応じて見直しを行う。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法にて「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①課税対象者情報の準備。</li><li>②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。</li><li>③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</li><li>④災害や貧困など、条例並びに規則の定めるところにより個人住民税の減免を行う。</li><li>⑤収納及び賦課の情報による収納・還付・充当等を行う収納管理事務。</li><li>⑥未納者への督促及び滞納処分を行うための調査等、滞納整理業務。</li><li>⑦収納情報に基づく納税証明書発行業務。</li><li>⑧他自治体からの実態調査の回答及び、他自治体への実態調査業務。</li><li>⑨徴収金の不納欠損に関する事務。</li></ul>
③システムの名称	個人住民税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム、確定申告支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 第27号  情報提供の根拠 番号法第19条第7号別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務グループ
②所属長	税務グループリーダー 山下 浩二
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高浜市 市民総合窓口センター 税務グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高浜市 市民総合窓口センター 税務グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

